

静岡県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年2月17日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木利幸
静岡県監査委員 落合慎悟

監査対象機関	監査結果報告年月日
秘書課、地域外交課、人事課	平成28年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 知事・副知事の海外出張に係る旅費の宿泊料の適切な支給水準の確保</p> <p>3 内容 知事・副知事の海外出張に係る旅費の宿泊料は、「特別職の職員等の給与等に関する条例」において一泊あたりの宿泊料の定額が定められており、特別の事情によりこの金額により難しい場合には、条例の運用通知により、「公務上の必要その他の特別の事情がある場合」には、現に要した宿泊施設等の利用額を限度として支給できることとなっています。</p> <p>平成27年度の知事・副知事の海外出張の実績をみると、公費支給した35泊中22泊が特別の事情がある場合として、条例上の定額を超えて支給されています。宿泊先の地域や施設が限定される等の特別な事情は理解できるものの、条例上の定額を大幅に上回る支給は県民の理解を得がたいものであります。</p> <p>今後は、条例上の定額内に収めるよう努めるとともに、特別の事情により定額を超える場合は、その理由や算出根拠等を明確にする等、県民の理解が得られるよう努めてください。また、条例上の定額は昭和59年以降見直しが行われておらず、実勢宿泊料金との乖離を指摘する向きもあることから、実態に合わせて規定を改正するなど必要な見直しを検討し、適切な支給水準の確保に努めてください。</p>	

【措置の内容】

知事・副知事等の海外出張に係る旅費の宿泊料を条例上の定額内に収めるための取組として、平成28年7月に人事課長から通知を発出し、知事・副知事等の海外出張を計画する際、宿泊施設及び部屋の等級を慎重に選定することを徹底するとともに、その手続きにおいて、条例上の定額に収まらない場合は、その理由及び検討の経緯等を整理した資料を旅費等の支出関係書類に添付するなど厳格な運用を図るよう各所属に対して依頼したところです。

さらに、この通知を踏まえ、担当部局が選定した宿泊施設の宿泊料金が条例上の定額に収まっているか等をあらかじめ確認し、秘書課と担当部局の双方で情報共有する仕組みを導入しました。

現在は、旅行会社等に契約条件を示す際には条例上の定額を必ず伝えるなど、可能な限り条例上の定額内での選定を行っております。また、従来から旅費についてはホームページで公表しておりますが、今後は、特別の事情により条例上の定額を超える場合、その理由や算出根拠をホームページや記者会見で公表していきます。

現在、条例上の定額と海外の宿泊施設の実勢宿泊料金との乖離がどの程度あるのかを把握するため、国が宿泊料の定額の根拠としている「世界ホテル案内」に掲載されている海外の宿泊施設について、その実勢価格を調査しているところであり、この調査を年内にとりまとめ、実態に合わせて所要の条例改正を行うなど必要な見直しを進めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 コンプライアンスの徹底</p> <p>3 内 容 平成27年度に懲戒処分された職員は合計 9 人で、平成26年度に比べ 2 人増加し、ここ 5 年間で 2 番目に多い人数となっています。また、9 人のうち 7 人が公務外での不祥事による処分で、ここ数年増加傾向にあり、県民の信頼を失墜させています。昨年度は過去の不祥事の傾向等を分析し、新たな再発防止策にも取り組んでいますが、引き続き、職員に対しコンプライアンス意識のさらなる徹底を図るとともに、対策の見直しや改善を図り、県民の信頼回復に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員のコンプライアンス意識を徹底する取組として、従来から実施している研修に加え、中堅職員研修や技術職員向けの業務研修実施時にコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンス推進月間に合わせて省庁派遣職員等を対象にコンプライアンスにかかる集合研修を実施するなど、研修の充実を図りました。</p> <p>また、平成28年度上半期の懲戒処分の状況や不適正事務の発生状況等を踏まえ、11月下旬に、コンプライアンス推進旬間を設定し、「事務放置や事務処理上のミスの防止」及び「職員交通安全対策の徹底」をテーマに、全所属で、事務のリスクチェックや意見交換等を実施しました。</p> <p>さらに、不祥事の予兆を早期に発見するため、全所属長を対象とした特別研修を 1 月下旬に開催するなどの取組を通じて、職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図り、不祥事の再発防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
営繕企画課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反の発生</p> <p>3 内 容 営繕企画課の職員は、被害者が18歳に満たない女子高生であることを知りながら淫行を行い、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員逮捕直後には、所属職員に対して法令遵守の徹底を図るよう指示し、班ごとに今回の事件をテーマにした意見交換を行い、自分たちの問題であることの意識を深めました。</p> <p>また、翌月下旬のコンプライアンス推進旬間には、「公務外非行防止の映像教材」を視聴した上で意見交換会を実施し、プライベートでも、社会人として、更には県の職員として、高い倫理意識を持つよう改めて徹底しました。</p> <p>今後も、課長、課長代理、班長は日常の機会があるごとに課員に法令遵守の声掛けを継続して行うとともに、定期的にコンプライアンスミーティングを開催し、時間の経過による意識の低下を防ぎ、再発防止に努めていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
企画課	平成28年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 地方創生の着実な推進</p> <p>3 内容 総務省の「住民基本台帳人口移動報告」（平成27年結果）によれば、本県の転出超過数は6,206人と全国ワースト5位となり、平成25年、26年（全国ワースト2位）に比べ改善されていますが、依然として転出超過が続く厳しい状況であります。県では、平成27年10月に「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」や、これを実現するための「総合戦略」を策定し、人口減少社会の克服に向け、地方創生に取り組んでいます。</p> <p>今後、本県の活力の維持・向上を図り、持続的な発展を実現していくため、幅広い県民の英知を結集しオール静岡で総合戦略に基づく事業に取り組むとともに、その適切な進捗管理、改善を行い、地方創生の着実な推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成27年10月に策定した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本格的な実行段階となる平成28年度は、幅広い県民の皆様との連携・協働により、オール静岡で具体的な取組を推進しているところです。今後は、こうした地方創生の流れを更に加速させ、総合戦略に基づく事業を出来る限り早期に推進していきます。</p> <p>また、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」や5つの圏域ごとの「地域会議」等における戦略の進捗や効果に対する外部評価を徹底し、PDCAサイクルによる施策の見直しや改善を進めることにより、戦略の実効性を高めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
くらし・環境部政策監	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 移住・定住施策の取組の継続</p> <p>3 内 容 人口減少が続いている中で、県内への移住・定住を促進させる事業に力を入れて取り組んでいます。</p> <p>移住・定住促進にあたっては、豊かな自然環境の中で、生み、育て、学び、働く場の確保や、交通基盤、都市機能等の整備による生活の利便性の向上など、様々な施策と地域が一体となって推進することが大切です。</p> <p>県庁内はもとより、市町や関係団体等との連携を深めつつ、引き続き事業の着実な推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>移住・定住促進に当たっては、平成27年4月に副知事を本部長とする「ふじのくにに住みかえる推進本部」を設け、官民一体の推進態勢を整備しています。</p> <p>県庁内では、移住希望者の幅広いニーズに対応するため、庁内会議の開催や関連施策調査を行い、就業、住宅、教育、医療・福祉、交通基盤等、移住・定住促進に関わる施策を集約し、連携を図っております。</p> <p>また、市町や地域団体等との連携強化や取組促進を図るため、全体会議や地域会議による情報共有のほか、東京都内に開設した“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センターにおいて、移住希望者と市町や関係団体等とのマッチングを行っています。</p> <p>さらに、県外在住者へのアプローチをする機会が少ない市町や地域団体等が移住希望者に対してPRを行う場を創出するため、移住相談会、セミナー及び広域移住体験ツアーを開催しました。</p> <p>今後も引き続き「ふじのくにに住みかえる推進本部」を通じ、県庁内のほか、市町及び地域団体等と一丸となって移住・定住促進に取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
建築安全推進課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 酒気帯び運転の発生</p> <p>3 内 容 建築安全推進課の職員は、静岡市葵区内の市道で酒気帯びの状態で乗用車を運転し、追突事故を起こした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故発生後直ちに、建築安全推進課においてコンプライアンス特別研修を実施しました。</p> <p>本事案が二日酔いの酒気帯び運転であったことから、「前夜の飲酒に対する注意」を重点テーマとして、摂取したアルコールの分解特性を十分理解し、安易な判断をしないこと、翌朝に運転を予定している日は酒量を控えること等を職員に周知徹底しました。</p> <p>また、くらし・環境部として、臨時幹部職員会議を開催し、再発防止に向けた意見交換をするとともに、各幹部職員から所属職員へ再発防止の徹底を図りました。</p> <p>今後も、職員の参加する会議等での注意喚起や、市販のアルコールチェッカーを配備するなど、飲酒運転防止及び交通安全に関する意識の徹底に努めていきます。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 静岡県耐震改修促進計画の推進への取組
- 3 内 容 想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を推進しているところです。

しかし、住宅の耐震化率は80%台前半で、目標とする95%を下回っており、また、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率も低い状況であることから、平成32年度末の新目標の達成に向けて、より一層の耐震化の促進に努めてください。

【措置の内容】

平成28年度策定した「静岡県耐震改修促進計画」では、平成32年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする新たな目標を定めました。

住宅については、平成28年度からの新たな取組として、耐震化の進まない高齢者世帯に対し、無料で補強計画を作成する専門家の派遣や、住み替え、耐震シェルター、防災ベッドによる安全な空間を確保するための住宅相談員の派遣などにより、人命を守ることを最優先にプロジェクト「TOUKA I-0」を推進しています。また、熊本地震での被害状況を踏まえ、耐震化を加速化させるため、平成28年9月議会で木造住宅の耐震補強助成制度を拡充しました。

建築物については、以前からホテル・旅館に代表される不特定多数の者が利用する建築物の所有者への個別訪問を実施し、耐震化を推進しています。しかし、耐震補強における費用面の問題から工事に着手できない事業者もいることから、平成28年9月議会で中小企業者が行う耐震補強に対する県制度融資を拡充しました。

今後も、市町と連携を図りながら想定される巨大地震から県民の生命、財産を守るため、一層の耐震化の促進に努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 財産台帳の紛失</p> <p>3 内 容 出資による権利について、手書きの財産台帳を紛失していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、出資金に係る手書きの財産台帳の残高確認を失念していたため紛失に気付かずにいたものであり、（公財）静岡県文化財団及び（公財）静岡県舞台芸術センターへの出資金に係る手書きの財産台帳が紛失していたため、予備監査後速やかに整備しました。</p> <p>今後は、紛失することのないよう、土地建物等の財産台帳と同じファイルに綴じることとし、担当者が異動する際は引き継ぎを徹底するとともに、毎年度末に財産台帳の残高確認を確実に実施していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
私学振興課	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 高等学校等奨学金返還金の調定の遅延 3 内 容 高等学校等奨学金返還金に係る平成28年 1 月分の調定について、本来15人分を調定すべきところ、14人分のみ調定し、1 人分の調定が漏れていた。	
【措置の内容】 当該調定漏れは、担当職員が一括して調定処理していたため、決裁の際に他の職員が全体件数を把握できなかった事が原因で発生しました。 今後は、処理件数の全体が一目で分かる一覧表を作成し、決裁の際、複数職員によるチェックを徹底することで、再発防止に努めてまいります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ振興課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 スポーツ王国静岡の復活に向けた取組の推進</p> <p>3 内 容 平成27年度の国民体育大会の総合成績は20位と前年度の26位を上回りましたが、目標の8位以内には遠く及びませんでした。</p> <p>今後、平成32年の東京オリンピック開催を見据え、トップアスリートやジュニア、指導者の育成など、教育機関や関係団体と連携して競技力の向上に努めてください。</p> <p>また、県民のスポーツ人口の裾野の拡大や健康増進も視野に入れながら、県民がスポーツへの関心を高め、親しむ機会の拡大を図るなど、スポーツ王国しずおかの復活に向けた取組の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成28年度の国民体育大会の総合成績は16位となり、目標の8位以内には及びませんでした。平成27年度の20位を上回りました。</p> <p>今後も、国民体育大会での更なる成績の向上と、東京オリンピックに本県から多数の選手が出場できることを目指し、関係団体と連携して選手の育成と指導者の養成に努めてまいります。</p> <p>また、県民にスポーツへの関心を高めていただくよう、平成28年度も、県民スポーツ・レクリエーション祭やしずおかスポーツフェスティバルを県内各地で開催しました。</p> <p>関係団体や市町と連携し、誰でも気軽に取り組めるスポーツができる機会を継続して提供することにより、スポーツの振興を推進してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
観光政策課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 伊豆半島ジオパークの推進</p> <p>3 内 容 伊豆半島ジオパークの世界ジオパークネットワークへの加盟申請は、昨年 9 月に保留となり、ユネスコへの再申請が必要となりました。</p> <p>今後、地質遺産の国際的な価値の証明等の保留の際の課題を解決し、確実に世界ジオパークに加盟できるよう、伊豆半島ジオパーク推進協議会等を通じて、より一層支援を行うとともに、ジオパークを生かした伊豆半島の持続可能な発展と観光振興の促進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>ユネスコグローバルジオパーク認定にかかる申請書については、平成28年11月30日付けで、伊豆半島ジオパーク推進協議会から、国内の登録・審査業務の窓口となっている日本ジオパーク委員会を経由してユネスコ本部に提出いたしました。</p> <p>指摘事項のうち、最重要の課題である地質遺産の国際的な価値の証明につきましては、まず、平成28年7月に火山、地質等の専門家17人で構成する学術部会を開催し、申請書の記載方針及び盛り込むべき内容等について御意見を伺いました。さらに、伊豆半島の価値をより一層明確に示すため、海底火山や活断層などの分野で国際的に高名な学者による評価を反映し、記載内容の更なる充実を図ることができました。</p> <p>中央拠点施設の整備につきましては、平成28年4月、伊豆市修善寺に伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」が開館し、県内外から訪れる多くの方々に対し、地質や地形を通じた伊豆半島の魅力を伝える役割を果たしております。今後、ジオリアを活用し、ジオガイドのスキルアップ研修や小中高校生向けのジオ教育などを実施することにより、伊豆半島地域全体でのジオパークに関する知識の共有化を図ってまいります。</p> <p>平成29年5月以降、ユネスコによる現地審査が予定されておりますので、引き続き、伊豆半島ジオパーク推進協議会と一体となって、ユネスコグローバルジオパーク認定に向けて、全力で取り組んでまいります。</p> <p>今後も引き続き、地質学的遺産の保全と活用を図ることによって、観光産業をはじめとする経済活動と、ジオパークを支える次世代の若者への教育等の文化活動を高め、地域社会の活性化と振興に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部総務監	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 財産台帳の記載漏れ</p> <p>3 内 容 電話加入権の手書き財産台帳について、平成22年度以降、年度末現在高の記載処理等を行わず、年度末の現在高報告もせず、監査・決算審査調書についても平成27年度まで掲載していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>電話加入権の手書き財産台帳について、2件の電話加入権に係る財産台帳を平成22年12月に整備したが、その後の業務引継ぎが適切でなかったことが原因で、当該年度末以降における財産台帳への現在数量及び価格の記載と公有財産現在額報告書の提出を行わなかったことに併せ、監査・決算審査調書への記載漏れが判明したため、予備監査終了後、速やかに、管財課の指導を受け財産台帳へ現在数量・価格を記載するとともに、監査・決算審査調書にも記載しました。</p> <p>今後は、担当者が管理する財産を常に確認できるよう一覧表を作成するとともに、本業務に関して班内で共有化するため、年度末処理を課共用の予定表に登録するなど事務の見える化を図ります。また、年度末の公有財産現在高報告書等を管財課に提出する際、財産台帳の写しを添付して決裁を行うなど、組織として再発防止に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部政策監、こども家庭課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 償還金の納入遅延に伴う違約金の算定誤り</p> <p>3 内 容 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の納入遅延に伴う違約金について、電算システムの改修ミスにより、319人に対し本来の違約金額と異なる額を請求していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 対象者には電話連絡と文書による謝罪を行うとともに、正しい違約金との差額について、還付や追加納付の処理を行いました。また、システムの修正ミスについて、正しい内容へシステム修正を行いました。</p> <p>2 本件は、システム改修時の検収作業漏れに起因していることから、電算システムを開発・修正する場合は、「技術標準（設計・開発）」（平成23年3月電子県庁課）に基づき、以下の項目を徹底します。</p> <p>(1) システムが設計どおりできているか確認のテストを実施します。</p> <p>(2) 成果物としてテスト報告書等を徴することや、職員による動作確認を行うことなど複数の手段による確認を行います。</p> <p>(3) 具体的な実施方法など不明な場合は、電子県庁課に確認します。</p> <p>また、システムを開発・修正する前に委託業者と打合せをしっかりと行い、開発・改修内容を明確にします。</p> <p>3 委託契約書の業務委託要領に、業務成果物として静岡県担当課職員及び受託者システム修正担当者の双方が、システム修正が正しく行われたことを確認した旨の署名を付した「システム検査確認項目一覧表」を追加しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
長寿政策課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護マークの普及促進</p> <p>3 内 容 本県発で全国に普及した介護マーク普及協力事業者の平成27年度登録数は、平成26年度から大幅に減少しています。介護マークの利用促進には県民への周知が不可欠ですが、「県政インターネットモニターアンケート」の結果によれば、介護マークを「必要と思うが使用したくない」と回答した方が、その利用をためらう理由として「県民への周知や理解が不十分」などの回答が多くありました。普及協力事業者の登録促進を含め、県民の介護マークの認知率の向上を図るとともに、認知症患者に対する県民の理解を深めるよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>介護マークについては、コンビニエンスストア等へのチラシの配架やポスターの掲示、ラジオのスポット広報や公共交通機関の車内広報テロップなどを活用した広報活動を行うとともに、今後は、認知症サポーター養成講座等の機会を捉えて、県民への周知に努めていきます。</p> <p>また、介護マークを必要とする方やその家族が利用する介護事業所や施設への周知に取り組んでいただくことが、より効果的であることから、こうした施設等に対し、介護マーク普及協力事業所の指定を受けていただくよう、協力を要請していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
こども家庭課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 児童虐待防止対策の強化</p> <p>3 内 容 児童相談所（静岡市、浜松市児童相談所を含む）における虐待相談件数が年々増加し、平成27年度は前年度比73件増の2,205件となるなか、虐待による乳幼児の死亡事案も発生しています。</p> <p>児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向け、母子保健部門や市町、関係機関、地域との連携及び支援機能の充実など、平成28年6月に公布された児童福祉法等の改正も踏まえ、引き続き児童虐待防止対策の一層の強化に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該児童虐待による死亡事案については、社会福祉審議会児童虐待検証部会において、順次、関係機関の関与の状況等の検証や再発防止策の検討等を行っています。今後、検証結果について、市町職員等の関係者を対象とした説明会等により、周知を図っていきます。</p> <p>また、平成28年10月1日施行の改正児童福祉法では、法的に複雑な対応を要する児童虐待ケースの増加に迅速・的確に対応するため、新たに、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うことが規定されたことを受け、弁護士が定期的に来所する体制を整備するなど、児童相談所の法的対応機能の強化を図っています。</p> <p>さらに、乳幼児の死亡事案が連続して発生している状況を踏まえ、望まない妊娠相談窓口（しずおか妊娠SOS）を周知するために、平成28年度は、県教育委員会との連携により県内全ての県立・市立高校の全生徒約7万人に対してリーフレットを配布しました。</p> <p>併せて、市町での子育て世代包括支援センターの設置を促進するため、同センターに配置する専門職の養成研修を実施するなど、児童虐待の予防に向けた母子保健部門との連携による取組の充実を図っています。</p> <p>その他、虐待対応に際して連携の欠かせない警察とは、110番通報に対応したケースの情報共有を徹底する新たな仕組みを構築するなど、更なる連携強化を図っているほか、市町の要保護児童対策地域協議会に配置する専門職の養成研修を実施するなど、児童虐待防止対策に取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
医療政策課	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 財産台帳の未作成 3 内 容 地方独立行政法人静岡県立病院機構の出資金台帳が未作成であった。	
【措置の内容】 本件は、静岡県財産規則に基づく財産台帳の作成・管理についての認識不足が原因で生じたものであり、監査終了後、直ちに、出資金額の現在額を確認のうえ、直ちに財産台帳を作成しました。 今後は、毎年度の県立病院機構の決算報告時等に出資金額の現在額を確認するとともに、担当者の異動時には台帳管理の引継ぎを確実にを行うことで、財産台帳による当該出資金の管理を適切に行っていきます。 また、所属内において静岡県財産規則の遵守について注意喚起を行うことで、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地域医療課	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 財産台帳の未作成 3 内 容 学校法人自治医科大学の出資金台帳が未作成であった。	
【措置の内容】 財産事務の認識不足により財産台帳が整備されていませんでした。出資金額を確認の上、直ちに財産台帳を作成しました。 今後は、担当者の異動時には台帳管理の引継ぎを確実にを行うことで、財産台帳による当該出資金の管理を適切に行っていきます。 また、所属内において静岡県財産規則の遵守について注意喚起を行うことで、再発防止に努めます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康増進課	平成28年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 ふじのくに健康長寿プロジェクト等の推進</p> <p>3 内容 平成27年12月に国が発表した都道府県別健康寿命では、本県は全国トップクラスの健康長寿県です。</p> <p>しかし、脳血管疾患による死亡は全国に比べて多いほか、県内の特定健診データ分析からは地域別に健康課題が明らかになっています。平成24年度から開始した「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進し、一層の健康寿命の延伸を図るよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成24年度から、特定健診データの分析による地域の健康課題の「見える化」や、運動・食生活の改善・社会参加の3要素を取り入れた「ふじ33プログラム」の普及などの健康長寿プロジェクトを推進し、県民が自分の健康に関心を持ち、全県一丸となって健康づくりに取り組む仕組みを作ってきました。</p> <p>こうした取組もあり、メタボリックシンドローム該当者の割合は平成22年度から平成25年度まで4年連続で全国一少なく、また、平成27年12月に国が発表した全国の健康寿命では、本県は、前回の平成24年6月の結果と比べ男性が0.45歳、女性が0.29歳それぞれ延び、全国トップクラスの健康長寿県となっています。</p> <p>しかし、脳血管疾患による死亡は男女とも全国に比べ約1割多く、特定健診データ分析からは「県東部と中部で高血圧症有病者が多い」など地域別に健康課題が明らかになっています。</p> <p>そこで、平成28年度は「第3次ふじのくに健康増進計画」に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究、⑤重症化予防対策の5本柱による「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進し、5年で5%の減塩を目指す「減塩55プログラム」の普及や企業・事業所による健康づくり推進事業所宣言の取組を新たに加えて実施しています。</p> <p>全ての市町や企業・事業所が、より一層健康づくりに取り組めるよう、特定健診データの分析結果の積極的な活用の働きかけや先進的取組の情報共有などにより、健康長寿プロジェクトを強力に推進し、健康づくりへの関心を高め、地域の健康課題に効果的な対応をしています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
職業能力開発課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ものづくり人材育成と確保</p> <p>3 内 容 製造業をはじめとした本県のものづくり産業において、若年技術者や技能者の不足により次世代への技術継承が課題となるなか、県内3箇所技術専門校の入学定員充足率は、平成27年度が58.8%でここ数年60%を割り、平成28年度には52.4%とさらに低下しています。</p> <p>本県産業を担う人材を継続的に育成・確保するためには、企業や時代が求める実践的な訓練やカリキュラム等を充実するとともに、技術専門校あり方検討会の検討を踏まえ、企業等と連携して、高度で実践的な技術者・技能者の育成に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>技術専門校の定員充足率につきましては、入校生のアンケート結果の分析から、情報入手先として最も多かったものが高校の進路担当教諭ということ、高校へのアンケートにおいては、技術専門校についての進路担当教諭の認知度が低いことから、高校の進路担当教諭を対象にした見学会の実施や教育委員会発行の広報紙への掲載、技術専門校の校長による高校訪問等を今以上に充実していきます。</p> <p>さらに、入校生の間口を広げるよう、高校だけではなく、県内大学や専門学校への訪問も強化してまいります。</p> <p>また、高校生がスマートフォンなどから技術専門校の情報を入手できるよう、ウェブサイト充実するとともに、広く県民に周知を図るため、スーパー等での広報の回数も増やしてまいります。</p> <p>なお、平成27年度の技術専門校あり方検討会の検討結果を踏まえ、企業や時代が求める高度で実践的な人材を育成するため、訓練科やカリキュラムの抜本的な見直しを検討してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業立地推進課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 委託料の海外送金失念</p> <p>3 内 容 平成27年度海外進出支援業務委託3件に係る業務委託料の支払としての海外送金を失念していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、事業担当者が資金前渡口座へ支出後、出金及び海外送金手続きを失念したことによるものです。</p> <p>また、資金前渡口座の通帳を管理する総務担当者が、残高確認を怠ったことも原因の一つであります。</p> <p>このため、直ちに、資金前渡口座からの出金や前渡資金精算書の作成を確認する副担当者を明確にし、支払い事務におけるチェック体制を強化しました。</p> <p>また、送金までの事務処理を課のスケジュール表に入力するとともに、事務処理の期限を執務室内の目立つ場所に表示するなど、情報の共有と事務処理の視覚化を図るための対策を講じました。</p> <p>さらに、資金前渡口座を管理する総務担当課においても、通帳記帳を定期的に行い、事業課に逐次、事務処理状況を確認することとしました。</p> <p>今後は、複数担当者による相互チェック体制を徹底し、適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農業ビジネス課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 農地集約化に向けた取組</p> <p>3 内 容 平成27年度の農地中間管理事業における貸出面積は439.8haと前年度に比べ大きく増加したものの、未だに貸出しに至っていない面積は1,945haあり、認定農業者等に貸出した新規集積面積も5.9%と全国平均に比較し低い水準です。今後は、さらに、優良農地を確保し、耕作放棄地の拡大を防止するためにも、規模拡大を目指す担い手への農地集積・集約化を加速度的に推進するとともに、農地の貸し手の掘り起こしを進め、農業の生産力強化に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>農地中間管理事業の平成27年度の貸出面積は、前年度に比べ大きく増加しましたが、認定農業者等に貸出した新規集積面積が5.9%と全国的に見ても進んでいないのが現状です。その要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の農地のうち樹園地が占める比率が約40%と高く、この樹園地での農地中間管理事業による集積の取組が遅れたこと ・ 農地を借りる希望があるにも関わらず、農地の確保が進まなかったこと ・ 農地中間管理機構の公募期間が年4回（約120日）と限定されていたこと <p>が、挙げられます。</p> <p>平成28年度は、以下のような取組を行い、農地中間管理事業により1,000haの農地集積を目指しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点実施区域を県内96箇所を増やし、当区域において、農地の貸し手に支援する機構集積協力を活用し、農地の貸し手を掘り起こし、「人・農地プラン」に基づき、規模拡大を目指す担い手への集積を進めています。 ・ 農地中間管理機構は、公募期間を365日に拡大し、また、現地駐在職員を4人から6人に増員し、農地の出し手と受け手のマッチングを迅速に行う体制を整えました。 ・ 樹園地のうち茶園については、平成28年度から新たに始めた「茶園集積推進事業」を活用して、茶工場を中心となる担い手等に集積を進めています。 ・ このほか、農業委員会等と連携、協力し、貸出先の見つからない農地のマッチングを進め、未だ貸出しに至っていない面積の解消を図ります。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
お茶振興課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡茶の消費拡大に向けた支援</p> <p>3 内 容 本県の茶業は、リーフ茶の消費量の減少や茶生産の担い手不足などにより、茶産出額や茶園面積が減少傾向にある一方、食生活の変化などによる消費者ニーズは多様化しています。今後は、健康志向の高まりや消費者ニーズに合わせた茶の生産に加え、ブランド力の強化、輸出の推進など静岡茶のさらなる消費拡大に向けた支援に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県では、中山間のお茶の特徴をアピールするため、「ふじのくに中山間の100銘茶」を認定するとともに、香りに特徴のある「香り緑茶」、被覆栽培により旨味を強めた「白葉茶」の研究に取り組むなど、最近の消費者嗜好の多様化に対応した茶の生産を進めております。また、流通販売業者や飲食業者を対象にした商談会「静岡茶いんどり見本市」を開催し、静岡の多彩なお茶の新たな国内販路開拓を支援しています。さらに、健康志向や和食ブームで需要が拡大する海外輸出に対応するため、輸出対策研修会の開催や生産者と輸出に取り組む流通販売業者とのマッチングとあわせ、海外サポートデスクによる海外展示会等での商談を支援し輸出を促進しております。</p> <p>平成28年度より、国内外で需要が増加する抹茶の生産拡大のための実証事業や静岡茶の認知度向上のための北米の茶専門家の招聘事業を実施しています。</p> <p>今後も静岡茶のさらなる消費拡大に向けて、このような取組により支援を強化していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松技術専門校	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事の不適切な契約方法と施工体制台帳の未徴収 3 内 容 平成27年度浜松技術専門校本館空調設備修繕工事において、静岡県建設工事執行規則第5条の請負者の資格要件を満たさない者と契約を締結していた。また、受注者が下請契約を締結した際に提出が義務付けられる、施工体制台帳を徴収していなかった。	
【措置の内容】 本件は、建設工事に係る手続き業務の認識不足によるものです。 予備監査後、直ちに、所属内で「営繕業務の手引（施設管理者編）」及び関係通知による適正な手続きについて確認しました。 今後は、当該手引等に基づき、事務手続きの段階ごとに複数職員による確認の押印を行い、手続きに漏れがないよう徹底します。また、手引等の内容で不明確な部分については、必ず関係機関に相談し、確認をすることとし、適正な事務の執行に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部経理監	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反の発生 3 内 容 経理監付の職員は、被害者が18歳に満たない女子高生であることを知りながら淫行を行い、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反で逮捕された。	
【措置の内容】 逮捕翌日の平成27年 9 月10日に、交通基盤部所属長会議を開催し、各所属長に対し、綱紀の厳正保持、倫理意識の徹底について強く指示したほか、平成27年10月下旬のコンプライアンス推進旬間では、全所属で映像教材の視聴等を行い、職務外非行の防止をテーマとする意見交換会を実施しました。 今後も綱紀粛正の徹底、倫理意識の徹底に努めていきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
道路保全課、河川砂防管理課、港湾企画課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 占用料事務の適正化に向けた取組の推進</p> <p>3 内 容 平成25年度から平成27年度の土木事務所での監査において、占用料事務の不適切な処理が見られましたが、平成27年度にも、新たに河川占用料の徴収誤りが発生しています。</p> <p>毎年、複数の事務所において連続して不適切な処理が発生していることから、部全体で、共通の課題として捉えて、再発防止に向けたチェック体制の構築や、よりの確なマニュアルの整備等により、占用料事務の適正な執行に取り組むよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>占用料等事務の適正化に向けた取組として、平成20年度に関係所属の職員による検討を行い、マニュアル整備やチェック体制の見直し、研修の充実、本庁職員による各出先事務所の事務執行状況調査等を実施し、以降も再発防止策の強化に取り組んできました。</p> <p>これらの取組により徴収誤りの件数が減少するなど、一定の効果が現れていますが、依然として不適切な処理が発生していることから、平成28年度に改めて関係所属の職員により「占用料等徴収事務改善プロジェクトチーム」を立ち上げ、発生要因の分析や今後の対応について検討を行いました。</p> <p>その結果、発生要因が過年度に処理した制度認識の誤りによる案件が多いことが判明したことから、マニュアルの見直しやQ&Aの充実、本庁各局と出先事務所における情報の共有を密に行うことなどにより「誤りが発生しやすい事例」に対する注意喚起の強化を図るなど、不適切な処理が発生しないように努めていきます。</p> <p>また、研修についても、確認者の参加や、実務を踏まえた事例検討を行うなど実施方法や内容を見直し、職員に必要な知識の習得や能力の向上を図っていきます。</p> <p>今後も引き続き、本庁各局・出先事務所が連携して適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、河川海岸整備課、港湾整備課、 漁港整備課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 津波対策の推進</p> <p>3 内 容 第4次地震被害想定を踏まえ「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定して、人命を守ることを最優先に、ハード・ソフトの両面から津波対策に取り組んでいます。</p> <p>平成27年度には、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に続き、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準等を盛り込んだ手引きを作成し、さらに、沿岸21市町のうち2町で区域指定を行ったところです。</p> <p>引き続き、住民の理解を得ながら関係機関と連携し、指定を促進するとともに、施設整備を加速化するなど、津波対策の着実な推進に努めてください。</p>	

【措置の内容】

県では「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、想定される犠牲者を計画期間（平成25年度から平成34年度）の10年間で8割減少させることを目指し津波対策に取り組むとともに、東日本大震災の津波被害の経験を踏まえ制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波から地域住民を守る対策を進める上で有効な「津波災害警戒区域」及び「津波災害特別警戒区域」の指定を進めているところです。

平成28年3月には、東伊豆町と河津町において、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を行ったところですが、多くの市町で、区域指定の必要性や効果への疑問や地域への影響（地価下落、人口・企業の流出等）の懸念から、指定に至っていない状況です。

このため、県と市町の連携による津波防災地域づくりを推進するため、指定基準の検討に助言をいただいた4名の学識経験者をアドバイザーに迎えた推進連絡会を設置し、平成28年3月22日には第1回の連絡会を開催したところです。

今後も継続的に開催し、区域指定や推進計画に関する情報共有や連絡調整等を行い、津波防災地域づくりに対する市町の不安軽減に努めるとともに、住民の理解を得ながら区域指定を進めていきます。

また、市町の意見を踏まえた、津波災害警戒区域の指定がメリットとなる支援制度等を様々な機会を捉えて国に提案する等、市町が指定を判断し易い環境づくりにも引き続き取り組んでいきます。

一方、津波を防ぐ施設整備については、レベル1津波に対して必要な施設整備の5割程度の完了を目指しています。

これまでに、対策を行うために必要な法定計画である「海岸保全基本計画」の変更を完了し、現在、「河川整備基本方針」などの策定、変更を進めています。

更に、平成25年度から、新たに整備を実施する箇所への測量、地質調査、施設の耐震・耐津波性能の調査などの必要な調査や概略設計を進めており、平成28年3月末までに、対策が必要な107箇所のうち、約5割の52箇所において設計、調査及び整備に着手しており、6箇所工事が完了しました。平成28年度は、19箇所を工事を実施する予定であり、国の補正予算も活用しながら、アクションプログラムの目標達成に向け整備を推進していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、河川海岸整備課、土木防災課、砂防課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 土砂災害と河川災害の予防対策の推進</p> <p>3 内 容 近年、集中豪雨による急傾斜地等の土砂災害や、河川堤防の決壊による浸水被害が各地で頻発しています。</p> <p>平成27年 8 月に公表した土砂災害危険箇所の見直しに伴い、危険箇所数が増加していますので、引き続き警戒区域の指定や施設の整備を推進し、土砂災害による人的被害の未然防止に努めてください。</p> <p>河川災害については、静岡県社会資本整備重点計画に基づく河川の整備率や洪水ハザードマップの作成率を高めるなど、引き続き、浸水被害の防止対策に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>土砂災害危険箇所における警戒区域の指定については、県総合計画に示した15,193箇所の危険箇所について、平成29年度末までに警戒区域の指定を完了することを目標として進捗に努めてきました。今後は平成27年度に新規抽出された箇所を含む18,581箇所の警戒区域の指定について、平成31年度を目途に推進していきます。</p> <p>また、土砂災害防止法の改正に伴い実施することとなった基礎調査結果の公表を速やかに行うとともに、警戒区域の指定に際しては、危機管理・建築担当部局や関係市町と連携して地元説明会を開催し、避難時期やとるべき行動など、防災知識の普及にも努めていきます。</p> <p>更に、土砂災害危険箇所における施設整備について、事業コストの縮減と環境負荷の軽減に努めるとともに、事業効果の高い箇所の採択、重点整備に努めていきます。</p> <p>今後とも、関係部局や関係市町と連携し、ハード、ソフトの両面による総合的な土砂災害対策に取り組んでいきます。</p> <p>一方、河川災害については、社会資本整備重点計画に基づき、平成29年度末における河川の整備率54.0%が早期に達成できるよう、引き続き国の交付金や県の単独事業により河川整備を推進し、浸水被害の防止に努めていきます。</p> <p>また、平成27年7月の水防法の改正を踏まえた最大クラスの降雨による洪水浸水想定区域の指定を着実に進め、市町が実施する洪水ハザードマップの作成やタイムラインの策定への支援などと併せ、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指した減災対策を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①河川占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 河川占用料の算出に際し、普通支線単価を誤って適用していたことなどにより、平成22年度から27年度までに占用料の誤徴収が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>河川占用料の算出に当たり、電柱の支線は、延長に関係なく1本として占用料を計算すべきところ、支線の延長により算出していたなどの理由で、過徴収及び徴収不足が生じていました。</p> <p>平成27年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。その結果に基づき、すべての占用者に説明のうえ占用料の還付及び追加徴収を行っています。</p> <p>再発防止対策として、同様の誤りが生じないように、チェックリストにより課員、班長及び総務班長が相互にチェックを行い、適正な徴収に努めています。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ②建設工事現場等における第三者事故の多発
- 3 内容 平成27年度に実施した道路維持業務等で、第三者に損害を与えた物損事故が6件発生していた。

【措置の内容】

工事事故が発生した場合は、第三者事故か否かに拘わらず、所内の課長級以上職員と検査監を委員とした「建設工事等安全管理推進委員会」を速やかに開催し、個別に事故発生の原因と再発防止の措置について検討し、請負業者に文書注意や指導注意等を行っています。

また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知しており、県で作成した事故事例集等の資料も提供しています。加えて、8月以降に作成した設計書には、「工事事故防止に関する特記仕様書」を添付して工事現場周辺のハザードマップの作成・掲示、作業毎のチェックリストの提出等を指導しています。

その他、所内職員による工事事故安全パトロールを異常気象時やゴールデンウィーク、お盆等の時期に集中的に行っています。

間接的な対策として、建設業協会が主催する技術講習会に検査監が出席して工事事故対策について講義を行ったり、中遠農林事務所と共同開催した優良建設工事等表彰式で、磐田労働基準監督署、本庁工事検査課による安全管理講習会の場を設けたりしました。

また、所内に「『労働災害ゼロ』日数看板」を設置し、職員や来訪者に対して、日常的な安全意識の高揚を図っています。

なお、平成28年9月末時点で発生した第三者への物損事故は1件で、昨年の同時期と比較すると3件減となっており、少しずつではありますが効果は上がっていることから、今後も、同様の対策を継続していくとともに、年末年始等の重要な時期には、安全パトロールを行い、事故防止に努めていきます。

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | ③交通加害事故の発生 |
| 3 | 内容 | 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。 |

【措置の内容】

職員の交通事故については、隔週で開催している所内の課長会議を通じて、機会あるごとに注意喚起を行うとともに、交通安全研修会の開催、セーフティチャレンジラーへの全職員参加、交通安全事故防止コンクール（静岡県安全運転管理協会主催）への参加等の取組に加え、庁舎敷地内への啓発のぼり旗の常時設置や交通安全標語の所内掲示により、職員の交通安全意識の高揚を図っています。

しかしながら、平成27年度も26年度に続いて交通加害事故が発生したことに鑑み、交通事故を起こした職員に対しては厳重に注意するとともに、一般社団法人日本損害保険協会派遣講師による交通安全研修会の開催、公用車運行前における安全運転宣言表への記入等の取組により、再発防止に取り組んでいます。

今後も、常日頃から職員の交通安全に対する意識啓発や職場内の交通安全対策を徹底し、交通事故防止に努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機政策課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知</p> <p>3 内 容 第4次地震被害想定を踏まえた静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013に基づき、平成25年度から平成34年度までの10年間で想定される犠牲者を8割減少させることを目指していますが、その進捗状況や平成27年6月に公表された新たな知見等を踏まえ、適切かつ迅速な見直しに努めてください。</p> <p>また、見直し後のアクションプログラムについて、県民へわかりやすく周知するとともに、県民や行政、防災関係機関等が一体となってアクションプログラムの着実な実施に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成28年度内を目途に「地震・津波対策アクションプログラム2013」の見直しを実施し、地震・津波対策に全庁を挙げて推進します。</p> <p>また、県のホームページにより進捗状況に関する公開を行うほか、各種団体の会合や研修会等の機会を活用し、アクションプログラムの基本理念や減災目標、津波対策を中心とした主な施策について説明に努めます。</p> <p>今後も、広報紙やホームページなどの広報媒体を積極的に活用し、県民に対する丁寧な説明に努めるとともに、アクションプログラムの着実な実施を促す意味においても、今後、毎年度のできる限り早い時期に進捗状況を公表し、対策についての理解が広がるよう周知に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自主防災組織の担い手の育成</p> <p>3 内 容 自主防災組織は、災害発生時には初期消火や被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営など、大変重要な役割を担う組織ですが、役員の高齢化やリーダー不足、女性役員が少ないことなどが課題となっています。</p> <p>地震防災センター等において人材育成研修などに取り組んでいますが、引き続き市町とも連携し、自主防災組織の核となる人材や中高校生や大学生も含む担い手の一層の育成に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>熊本地震において、避難所の運営が課題となったことから現地調査を行なうとともに、県が作成した「避難所運営マニュアル」の改訂を行なう予定です。自主防災組織が行政に過度に頼ることなく円滑に避難所運営ができるよう市町と連携し支援します。</p> <p>また、人材育成については、地震防災センターを中核として、「ふじのくに防災士」など地域防災を担う人材を育成するとともに、市町や教育委員会、大学等とも連携し、防災出前講座や「ふじのくにジュニア防災士」の育成を通じて、自主防災組織の核となる人材や中高校生や大学生も含む担い手の一層の育成に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課、原子力安全対策課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 富士山火山広域避難計画及び浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく避難の実効性の確保</p> <p>3 内 容 平成27年3月に富士山火山広域避難計画（対策編）が策定されましたが、一時集結地の具体的な場所や運営方法などについては、今後、決定することとされており、住民への周知も十分ではないなどの課題もあります。広域避難計画の実効性の確保のため、避難実施市町と受入市町との調整や住民への周知が円滑に進むよう県としても積極的な支援に努めてください。</p> <p>また、平成28年3月に浜岡地域原子力災害広域避難計画が策定されましたが、県外避難先の市町村の特定や避難退域時検査場所の具体的な指定については、今後、決定することとなっています。今後、関係する県や市町村と調整のうえ、広域避難計画の実効性の確保に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>富士山火山広域避難計画に基づく避難の実効性の確保については、今後も万一の避難に際し、正確な情報伝達に基づき適切な避難行動が取れるよう、訓練を通じた計画の検証に努めるとともに、市町と連携して広域避難の際の受入体制の構築に努めます。</p> <p>浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく避難の実効性の確保については、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に基づき、県は、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」について、国の支援と周辺都県の協力の下、関係市町と連携し、策定に取り組んでいます。</p> <p>平成28年3月に計画を策定、公表した際には、県内の市町に加え、関東甲信、北陸、東海地方の12の都県を避難先として公表したところですが、引き続き、避難先の市町村の特定に向け、県及び市町職員を12都県に派遣し、避難先市町村を対象とした説明会の開催や、避難元、避難先市町村ごとの個別協議のほか、避難退域時検査場所の決定に向け関係機関と協議を進めます。</p> <p>今後も、住民参加による原子力防災訓練等に加え、「静岡県原子力防災ポータル」を用いた県民への情報提供や、避難先都県との受入調整などを実施し、計画の検証、内容の充実と見直しを行い、実効性を高めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
消防保安課	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 工事における不適切な契約事務 3 内 容 平成27年度静岡県防災ヘリコプター2号機無線改修等業務において、契約書に地上用無線機の仕様書が添付されておらず、調達する無線機の内容が不明確なものとなっていた。	
【措置の内容】 今回の不適切な契約事務は、契約事務に関する認識不足により発生したため、今回の注意を教訓として、県の会計事務研修会（11月29日）に担当職員を参加させるなど職員の契約事務への理解促進を図りました。 今後も、複数職員によるダブルチェックを徹底し、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
会計指導課、出納審査課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 財務会計事務に関するマニュアルの改善と周知の推進</p> <p>3 内 容 平成27年度の会計事務指導検査や出納事務是正指導の結果によれば、文書指示件数や是正指導件数が前年度に比べ減少しているなど、財務会計に関する研修やマニュアル整備の効果が現れています。</p> <p>しかし、依然として会計書類の作成・決裁上のミスなどの発生件数は多く、引き続き会計事務担当者のスキルを高めるよう、マニュアル等の改善と周知、研修内容の充実、特に年度末や年度当初に注意喚起を促す取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(会計指導課)</p> <p>会計処理の誤りを減少させるためには、職員の知識の向上を図るとともに、各機関内の牽制機能を高めて未然に防止することが重要であると認識しています。</p> <p>このため、会計マニュアルには処理方法や関係法令の説明のほか、帳票作成のチェックポイントや事例の解説などを掲載して、適切な会計事務の執行支援に努めています。</p> <p>また、会計事務に携わる職員を対象に実施する研修においては、検査で見受けられた事例や問合せの多い会計処理をできるだけ具体的に説明しています。</p> <p>今後も引き続き、会計マニュアルの整備と周知及びより効果的な研修を実施していきます。</p> <p>(出納審査課)</p> <p>会計書類の誤りを減少させるため、会計事務担当者が会計書類作成時に参考となるように、平成24年度から注意点を具体的に示した「会計書類作成のツボ」を節別等に順次作成し、会計事務担当者のスキルアップを支援しています。平成28年度は「庁舎等修繕料」、「資金前渡による物品取得」を作成し、全庁掲示板に公開するなど、引き続き拡充を図っていきます。</p> <p>また、年度末・年度当初には、会計書類の注意事項等を改めて全庁に通知して、適正な会計事務に努めるよう注意喚起しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
がんセンター局	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①建設工事の不適切な契約事務</p> <p>3 内 容 平成27年度静岡がんセンター仮駐車場整備工事の請負契約締結にあたり契約保証が付されていなかった。また、変更契約書に追加工事の図面が添付されていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、担当者の認識不足及び確認漏れにより生じた事案であり、今後は「静岡がんセンター事業財務会計規程」に基づく事務処理を徹底するため、入札事務についての「会計事務適正化チェックリスト」を作成し、担当者、班員及び決裁権者による複数の目での確認に努め、事務の適正化を図ります。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②国税局消費税調査結果による消費税の修正申告</p> <p>3 内 容 平成27年3月の名古屋国税局による消費税の税務調査で、平成23年度から25年度の消費税について納付額の誤りが判明したことから、修正申告、追加納付を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員宿舍の借りに係る支出について、課税区分を誤認していたことによるものです。</p> <p>再発防止策として、伝票作成段階での誤りを防ぐため、年度当初の会計職員研修に消費税の項目を追加しました。また、毎月実施している集計表の確認を複数人で実施する取り扱いを徹底するとともに、平成28年12月実績分からは、第三者確認として、課税区分が混在する勘定科目の税理士確認を実施することとしました。併せて、税理士から誤認しやすい事例の提供を受け、がんセンター局独自の課税区分判定表を整備することとし、再発防止に努めています。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | ③交通加害事故の発生 |
| 3 | 内容 | 平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が12件発生していた。 |

【措置の内容】

当該加害事故12件の発生時間、場所等の傾向分析を行い、その結果をがんセンター局内の各会議にて周知し、併せて、職員の交通安全意識の向上及び交通安全の徹底を呼び掛けることにより、交通事故防止の徹底を図りました。

また、平成28年12月8日には、交通安全の重要性について職員の認識を深めるため、裾野警察署の職員を講師に迎え、職員を対象とした交通安全講習会を開催しました。

さらに、大型連休、年末年始及び交通安全県民運動時等においては、交通安全意識の啓発や当センター周辺の交通事故マップを職員用電子掲示板のトップページに掲示し、継続的に職員への注意喚起を行っていきます。

今後とも、県民の信頼を損なうことがないよう、一層の交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止対策について徹底します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課、義務教育課、高校教育課、 特別支援教育課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 教職員の不祥事根絶への取組</p> <p>3 内 容 教職員の不祥事根絶に向けた多角的な取組により、組織及び個人への徹底したアプローチを実施していますが、依然として、わいせつ事件、窃盗などの不祥事が発生しています。</p> <p>平成27年度の懲戒処分件数は合計で15件です。校種別にここ数年の状況を見ると、高等学校が減少傾向にある一方で、小中学校の合計は3年連続で10件以上となっています。</p> <p>県教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力して、原因の究明や対策の徹底を図り、個々の教職員のコンプライアンス意識の高揚に努めるとともに、不祥事を許さない組織風土を構築してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>不祥事根絶に向けた多角的な取組として次のように実施し、また計画しています。</p> <p>1 教育現場における現状把握</p> <p>(1) 移動教育委員会による県教育委員と市町教育委員との意見交換 年間を通して、不祥事対策を含め、教職員の研修、育成等に係る課題の解決に向け意見交換を実施しました。</p> <p>(2) 年度当初訪問による実態把握 年度当初に、各学校の不祥事根絶に向けた取組状況及び職員の実態把握を実施しました。</p> <p>2 有用な資料や事例の提供</p> <p>(1) 不祥事根絶取組データベースの活用 不祥事根絶取組データベースを活用して、各学校の取組状況の把握、取組事例等の情報共有等を図っています。</p> <p>(2) 「教育という職のすばらしさ」の再認識 機関紙「Eジャーナルしずおか」に教職のすばらしさの再認識や使命感の高揚につながる内容を定期的に掲載しています。</p> <p>(3) 信頼にこたえる事例集への事例追加 校内研修用資料として活用できるよう「わいせつ」「交通事犯」の事例を追加しました。</p> <p>(4) 静岡県人権教育の手引きの活用 校内研修等において教職員の人権意識高揚に活用しています。</p>	

3 学校におけるOJTの奨励

(1) 管理職への働きかけ

新任管理職を対象とする研修会（平成28年4～5月）において、各学校が若手教職員の育成に主体的に取り組むよう指導しました。

(2) 定期訪問、学校支援研修による支援

指導的立場における教職員に対し、若手育成の心構え、効果的な助言の与え方等を指導しました。

(3) 運動部活動指導者への働きかけ

運動部顧問や外部指導者を対象とする研修会において、部活動の教育的な意義や指導のあり方、指導者の安全注意義務等を学び、研修の成果を所属校職員へ還元するよう指導しました。

4 コミュニケーションの活性化

(1) 人事評価面談の実施

原則年2回実施しています。信頼関係の構築やカウンセリングの場として活用するよう、県立学校や市町教育委員会に働きかけました。

(2) 相談体制の整備

教職員が学校教育活動に専念できるよう、心身の健康づくりを支援するために、元教職員が学校教育活動の悩み相談に応じる教職員サポートルームと臨床心理士等の専門家による教職員のためのストレスカウンセリングルームを平成28年度から設置しました。

また、校内において相談しやすい環境を促進するため、養護教諭や女性教職員を相談員にするよう、県立学校や市町教育委員会に働きかけました。

5 臨床心理士の活用

臨床心理士による不祥事当事者との面談を実施し、事犯発生の背景及び要因の分析を行ってまいりました。今後は、分析をもとにした不祥事根絶に向けた取組を実施していく予定です。

また、不祥事根絶担当者研修会をはじめとする各種研修会において、臨床心理士としての専門的知見に基づく講義を行うなど、広く教職員に対しての指導助言を実施しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 いじめ根絶への取組</p> <p>3 内 容 平成26年度の文部科学省の調査によると、本県のいじめ認知件数は4,527件と前年度から87件増加し、解消率も70.7%と前年度から3.4ポイント低下し、全国平均を18ポイント下回っています。校種別に見ると、認知件数は小学校で186件増加し、解消率は小中学校で低下するとともに全国平均と比べて大きく下回っています。</p> <p>引き続き、いじめの未然防止・早期発見・対処の実効性を高めるよう、市町教育委員会とも密接に連携・協力して、各学校に設置される「いじめ防止対策組織」を有効に機能させ、社会総がかりでいじめ問題の根絶に努めてください。</p>	

【措置の内容】

本県の公立学校における平成26年度のいじめの認知件数は4,527件であり、前年度から87件増加し、校種別では、小学校は186件の増加、中学校は50件の減少、高等学校は49件の減少、特別支援学校は増減なしでした。

小学校の認知件数が増加傾向であるのは、人間関係のトラブルなど初期段階の事例もいじめとして捉え、積極的に認知している結果であると考えられます。また、中学校の認知件数が減少傾向であるのは、教員の未然防止の意識に加え、生徒会活動を中心に、いじめの問題を自ら考える場や機会を設定したため、いじめをなくしていくという子どもの意識が強まり、未然防止につながったと考えられます。

本県は、見た目は解消しても、指導後の人間関係を観察する必要がある場合は、「一定の解消が図られたが、継続支援中」と判断するよう指導しています。そのため、学校は、一定の解消が図られても、安易に解決したと判断せず、指導後も丁寧に経過観察した結果、解消率は全国平均より低いですが、継続支援中は全国平均よりも高くなっています。

いじめ防止対策推進法の施行に伴う対応については、学校いじめ防止基本方針の策定及びいじめの問題に対処するための組織の設置は、全ての公立学校全校種において完了しておりますが、今後は、実効性のある基本方針や組織にするために、定期的な見直しや点検をするよう指導してまいります。また、市町教育委員会には、基本方針の策定状況や組織の設置状況を把握し、同法を踏まえた支援体制を構築するよう助言及び援助してまいります。

さらに、同法に基づき設置した「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「静岡県いじめ問題対策本部」については、平成27年度にそれぞれ2回ずつ会議を開催し、具体的ないじめ事案の研究や関係機関等の連携の在り方等について協議しました。平成28年度においても、それぞれ会議を開催し、引き続き、関係機関との連携やいじめ防止のための具体的方策について協議し、社会総がかりでいじめの根絶に努めてまいります。

いじめの未然防止に当たっては、人間関係づくりプログラム（改訂版）及び小中学校の連携した取組を調査研究する「魅力ある学校づくり調査研究事業」の研究成果を県内に普及啓発していきます。

また、いじめの早期発見・早期対応に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進し、今後も相談体制の整備に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">高校教育課</p>	<p style="text-align: center;">平成28年 9 月29日</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①支出負担行為何の遅延</p> <p>3 内 容 役務費の予算執行において、平成27年度貯水槽清掃及び滅菌消毒作業並びに平成27年度ブラウン管テレビのリサイクル処分の支出負担行為何の作成が遅延していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成27年度貯水槽清掃及び滅菌消毒作業の支出負担行為何の作成遅延は、支出負担行為何の作成を失念し業者に発注してしまったことによるものです。今後、毎年実施している施設管理業務について、業者への見積依頼から支払いまでの進捗状況を管理する一覧表を作成し、随時記入することで、支出負担行為何の作成を含む財務会計事務に遅延等が生じないように努めてまいります。</p> <p>平成27年度ブラウン管テレビのリサイクル処分の支出負担行為何の作成遅延は、支出負担行為何決裁前に処分を依頼してしまったことによるものです。今後、同様の作成遅延が生じないように、支出負担行為何の起票から決裁までの期間を十分に確保するとともに、財務会計システム上での決裁状況の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②不適切な調定事務</p> <p>3 内 容 高等学校等教育奨学金返還金の調定事務について、平成27年 2 月、1 件10,000 円の二重登録を行っていたが、その誤りに気付くのが遅れ、約11か月後の平成28年 1 月に減額調定手続を行っていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>調定事務の二重登録については、調定時における返還明細書と調定票との確認不足により発生したものです。</p> <p>同様の誤りがないよう、高等学校等教育奨学金返還金などの調定を行う際は、債務者及び調定金額についての返還明細書との照合を必ず2名で行うようにしています。さらに、調定と同時に行う債権管理簿への記載も2名で確認を行うことで二重のチェック体制を確保し、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 子どもの体力向上の推進</p> <p>3 内 容 子どものスポーツ機会を充実させ、学校や地域において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境を整備することで、体力の向上を図っています。</p> <p>スポーツ庁が公表した平成27年度全国体力テストの結果を見ると、県内公立小学校5年生男子は、総合点で全国平均をわずかに上回りましたが、8種目中4種目で全国平均を下回っています。また、調査開始の平成20年度以降では、総合点と6種目で本県の過去最低を記録しています。</p> <p>学童期等のスポーツは、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。市町教育委員会と連携・協力して、子どもの体力向上の推進に努めてください。</p>	

【措置の内容】

児童生徒の体力は、全般的に全国平均を上回っているが、ここ十数年低下傾向が続いているため、体育の授業や、運動部活動を基盤とした体育・スポーツ活動の一層の推進と充実を図るとともに、豊かな人間性と心身ともにたくましく健全な児童生徒の育成を目指して、体力アップコンテストの実施などの対策を講じています。

全国体力テスト結果を受けて、平成27年度から新たに有識者、関係市町教育委員会担当指導主事等により体力調査結果を分析し、体力向上の方策を検討するために、子供の体力向上推進委員会を設置するとともに、実践事例（学校体育実技指導協力者派遣事業、体力アップコンテストの取組等）を検証し、指導主事研修会等で取組の推進を図りました。

平成28年度については次の取組を実施しています。

- 1 平成28年5月に県内全小中学校の体育主任に対して、静岡県の子供たちの体力の現状（体格体力の現状の経年変化）を踏まえ、学校における体育的活動の充実、具体的には、運動時間を増加するための工夫や、投能力向上における指導のポイントを映像で確認するなどの研修会を開催し、教員の意識向上を図りました。
- 2 平成27年度に引き続き子供の体力向上推進委員会を開催し、県版新体力テスト調査結果について分析し、今後の事業展開について検討する予定です。
- 3 希望する小学校40校に実技指導協力者を派遣し、投能力を中心とした体力向上のレベルアップを図るため、教員とともに遊びを交えた効果的な指導を実施しています。
- 4 クラスでいろいろな種目の記録に挑戦したり体力づくりに取り組んだりすることを通して体力を高めるとともに、日頃から運動する習慣や好ましい人間関係を育むための「体力アップコンテストしずおか」に、楽しみながら「投げる」機会を増やせるように強化指定種目（みんなでドッジボール）と新種目（みんなでまと当て）を設置しました。
- 5 新体力テストに、小学校の部で表彰制度を新たに設置し、優秀校を表彰することにより、教員及び児童の意識向上を目指します。

今後も、学習指導要領の「体づくり運動」のうち「体力を高める運動」を推進するとともに、「体力アップコンテストしずおか」を引き続き実施し、市町教育委員会と連携して、授業における体力づくりを充実させることで、体力向上を図っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津水産高等学校	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 焼津水産高等学校教諭は、平成27年12月、担当する部活動の部員を指導する際、胸元をつかんで立ち上がり、生徒を転倒させる体罰を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から当該教諭に対して、生徒指導の際には身体接触がないよう説諭を行いました。</p> <p>教職員全員に対しても、校長から職員会議等で複数回にわたり注意喚起をしました。</p> <p>県教委からの不祥事根絶に関する情報提供資料については、その内容を詳細に教職員に周知し、不祥事根絶に関する意識高揚を図りました。</p> <p>毎水曜日には、副校長による朝研修を実施しており、体罰を含めた不祥事についての研修も、複数回実施してきました。</p> <p>全職員が目標を共有し、ともに力を合わせて活動できるように、毎日、教職員によるショートスピーチも実施しています。</p> <p>職員室に週目標を掲示し、常に、職員の意識啓発も図っています。</p> <p>平成28年1月には、保護者と生徒対象に、体罰に関するアンケートを実施し、体罰の有無を確認したところ、他の事案はありませんでした。</p> <p>今後は、これまで以上に、不祥事根絶の高い意識と再発防止に全教職員で努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部特別支援学校	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 4 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>それぞれの事故発生後、全教職員対象に朝の打合せ等で事故の概要を伝え注意を促すとともに、交通安全・飲酒運転のチェックシートによるチェックを実施しました。</p> <p>新たな取組として、民間企業が行っている「セーフティチャレンジ150」に30チーム、90人がエントリーして150日間の無事故を目標に向けて取り組んでいます。また、平成28年度に「夏の交通安全県民運動」の始まる時期に合わせ、全教職員を対象として細江警察署交通課員による「交通安全講話」を実施し、注意喚起をしました。</p> <p>継続的な取組として、毎週 1 回の定時退庁日の退勤時刻に交通安全標語の呼び掛けを行うとともに、月刊「安全運転管理しずおか」（一般社団法人静岡県安全運転管理協会発行）に掲載されている「ドライバーのみなさんへ」（安全運転目標等）を月 1 回掲示板にアップし、交通安全について注意を促しているところです。</p> <p>今後ともこれらの取組を実施することにより、交通事故の再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
会計課	平成28年 9 月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 臨時事務員による拾得物の窃盗事案の発生 3 内 容 警察署に勤務する臨時事務員は、平成27年10月26日及び平成28年 1 月27日の 2 回、署内会計課に保管してあった電子マネーカード 2 枚を窃取し、同カードを使用して商品などを購入し、その後会計課に戻す窃盗行為を行った。	
【措置の内容】 本件事案を受け、電子マネーについては、その価値を再認識し、個人情報登録の有無にかかわらず拾得物倉庫内で鍵の掛かる金庫等で厳重に保管する様、各署に指示しました。 また、これまでは電子マネーについては、県帰属で売却する際に、当該物品に内包されている価値（予定価格）を算定するために残高確認装置により残高確認を行うだけであったところ、現在は、拾得物として受入れた時点、及び遺失者への返還等で払出しを行う時点の出入りの 2 時点において、複数職員（「取扱者」と「立会職員」）で、残金確認装置を活用して確実に残金額を確認するなど、この種事案の再発防止に努めています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
施設課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における入札価格内訳書等の未徴収の多発</p> <p>3 内 容 警察本部が法改正の内容を周知しなかったため、警察署発注工事において「入札価格内訳書」の未徴収 5 件、「施工体制台帳」の未徴収 1 件が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 確実な会計事務処理の徹底</p> <p>法律改正通知等を確実に把握・周知するため、共有 SDO パソコンの施設課メールボックスの受信内容をチェックする責任者を指定するなど、課内ルールを明確に定めました。</p> <p>2 各警察署に対する改正内容の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「入札価格（工事費）内訳書の取扱いについて」の一部改正について（通知）を発出し、改正内容の周知徹底を図りました。 ・ 新任等会計事務担当者研修会において、改正内容について教養を実施しました。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
監察課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶への取組</p> <p>3 内 容 平成27年度の交通加害事故を除く不祥事は8件であり、前年度より7件減少し警察本部における不祥事根絶に向けた取組の効果が現れています。しかしながら、職員による車両当て逃げや拾得物の窃盗などの重大な事案も発生していることから、引き続き、職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げて不祥事根絶に向けた取組を強化し、県民の信頼回復に努めてください。</p> <p>また、職員による交通事故発生後の救護措置等適切な措置が講じられていない事例もみられました。特に若手職員への事故発生時の措置や運転技能の向上への取組を強化するとともに、警察本部を挙げて徹底した交通事故防止対策を実施し、県民の模範となるよう交通事故撲滅に努めてください。</p>	

【措置の内容】

1 不祥事根絶に向けた取組

非違事案に繋がりがやすい業務に重点を置き、各職員に対する指導、教養を行い、同種事案の未然防止を図ります。

(1) 総合・随時監察の実施

各警察署等における適正な業務運営及び本部の施策等の推進状況等を監察し、改善を要する事項について必要な指導をしています。

(2) 非違事案防止に向けた指導・教養等の実施

非違事案の発生傾向を鑑みて、機を失することなく各種教養資料を発出するなど、非違事案の絶無に向けた取組を推進しております。

(3) 「監察の理念」に基づく指導の推進

非違事案の責任追及を行うだけでなく、その発生前に、非違事案に繋がりがやすい業務に重点を置いた対策を講じ、非違事案の未然防止に努めています。

2 職員交通事故防止対策

職員交通事故の発生状況を踏まえた対策を推進し、職員交通事故の絶無を目指します。

(1) 若手職員に対する指導、教養の実施

交通事故関連の非違事案に関する執務資料を発出して注意喚起を促すとともに、同種事案を検討事例とする小集団討論会を実施するなど、若手職員に自ら考えさせる施策を推進しています。

(2) 運転技能向上訓練の実施

四輪車のみならず、若手職員の使用頻度が高い二輪車の運転実技訓練を行い、車両特性を理解させるとともに自己の運転特性を認識させ、安全運転意識の高揚を図っています。

(3) 交通事故防止教養の実施

交通事故防止を内容とした視聴覚教材（DVD）や、職員交通事故の発生状況等に関する執務資料を活用し、朝礼や全体教養等あらゆる機会を活用して交通事故防止教養を実施しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
生活安全企画課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 振り込め詐欺対策の推進</p> <p>3 内 容 平成27年の振り込め詐欺の認知件数は285件と前年より124件増え、被害額も5億8千万円余と3千万円余増加しています。平成28年に入っても認知件数、被害額とも増加傾向にあり、特に高齢者の被害が多発しています。</p> <p>これまでも、「預手プラン」等による被害の未然防止や「騙された振り作戦」による摘発の強化に取り組んでいますが、今後とも関係機関との連携を深めつつ、様々な手段を講じて、振り込め詐欺撲滅に向けた対策の一層の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当課においては、これまでも預手プランを始めとした各種未然防止対策により、平成27年中、289件、約6億4,300万円の被害を未然に防止するという成果を上げることができました。しかしながら、現状として被害が増加していることから、平成28年は、静岡県シルバー人材センター、タクシー業界、静岡県自治会連合会等の各種団体と協力関係を構築したほか、ボイスポリスを活用したATM対策、迷惑電話チェッカーを始めとしたサギ電話対策機器の普及促進、各種報道機関と連携した広報啓発活動の強化、各シニアクラブ訪問による寸劇指導及び詐欺防止指導者の育成、さらに、押収名簿を活用した個別訪問による注意喚起等の未然防止対策を鋭意推進しています。</p> <p>今後も引き続き、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組を強力に推進してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
捜査第二課	平成28年 9 月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 振り込め詐欺対策の推進</p> <p>3 内 容 平成27年の振り込め詐欺の認知件数は285件と前年より124件増え、被害額も5億8千万円余と3千万円余増加しています。平成28年に入っても認知件数、被害額とも増加傾向にあり、特に高齢者の被害が多発しています。</p> <p>これまでも、「預手プラン」等による被害の未然防止や「騙された振り作戦」による摘発の強化に取り組んでいますが、今後とも関係機関との連携を深めつつ、様々な手段を講じて、振り込め詐欺撲滅に向けた対策の一層の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本県警察では、平成27年春、刑事部捜査第二課に特殊詐欺事件捜査室を設け、特殊詐欺事件捜査専従体制を構築して継続して取締りを強化しており、本年1月から9月までに、特殊詐欺事件106件61人（前年同期比+73件、+30人）を検挙しています。</p> <p>まず、平成27年度地方警察官増員に伴い、同捜査室内に現場設定専門班（通称スピーディー）を編成、さらに前倒的な取組によって同班の体制を大幅に増強し、受け子被疑者の現場検挙を強化した結果、本年9月末現在、29件32人と昨年の約1.5倍の受け子被疑者を現場検挙しています。</p> <p>また、犯行アジト摘発のための専従捜査体制による捜査を推進しており、本年4月に東京都内のアジトを摘発し、中枢被疑者4人を検挙しています。</p> <p>さらに、今夏の人事異動に伴い特殊詐欺事件捜査室内に犯行ツール対策係を新設するなど犯行使用電話等の犯行ツール対策を推進しており、本年9月末現在、特殊詐欺助長犯46件44人を検挙し、携帯電話事業者に対する役務提供拒否依頼を96件実施する等、犯行ツール供給遮断措置を講じています。</p> <p>今後も引き続き、特殊詐欺犯行グループに「静岡県ではすぐに捕まってしまう。」と印象付けられるような取締りを強力に推進し、犯行グループに狙われにくい環境づくりに努めていきます。</p>	